

男鹿市告示第 8 1 号

男鹿市介護保険施設等指導実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 5 月 2 1 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市介護保険施設等指導実施要綱の一部を改正する告示
男鹿市介護保険施設等指導実施要綱（平成 2 0 年男鹿市告示第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（指導方法） 第 6 条 指導の方法は、次に掲げるとおりとする。 （1） 集団指導 ア 実施通知 市長は、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該介護保険施設等に対して原則として<u>集団指導実施日の</u>2 月前までに通知する。 イ （略） （2） 運営指導 ア 実施通知 市長は、指導対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により当該介護保険施設等に原則として<u>運営指導実施日の</u>1 月前まで	（指導方法） 第 6 条 指導の方法は、次に掲げるとおりとする。 （1） 集団指導 ア 実施通知 市長は、集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該介護保険施設等に対して原則として 2 月前までに通知する。 イ （略） （2） 運営指導 ア 実施通知 市長は、指導対象となる介護保険施設等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により当該介護保険施設等に原則として 1 月前までに通知する。ただ

改正後	改正前
に通知する。ただし、緊急に指導を実施する必要があると判断した場合は、指導の当日に通知する。 （ア）～（カ） （略） イ～オ （略） （情報提供等） 第13条 （略） 2 市長は、指定又は許可の権限が県にある<u>介護保険施設等</u>（以下「県指定サービス事業者」という。）について監査を行う場合、県知事に対し事前に実施する旨の情報提供を行い、連携を図るものとする。なお、県指定サービス事業者の介護給付等対象サービスに関して、複数の市町村に関係がある場合には、県が総合的な調整を行うものとする。 3 （略） （監査にあたっての留意事項） 第17条 市長は、第14条の規定による行政上の措置を行う場合には、事前に県知事に情報提供を行うものとし、情報提供を受けた県知事は、当該市長に対し必要に応じ助言を行う。 2 （略）	し、緊急に指導を実施する必要があると判断した場合は、指導の当日に通知する。 （ア）～（カ） （略） イ～オ （略） （情報提供等） 第13条 （略） 2 市長は、指定又は許可の権限が県にある<u>指定居宅サービス事業者、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等及び指定介護予防サービス事業者等</u>（以下「県指定サービス事業者」という。）について監査を行う場合、県知事に対し事前に実施する旨の情報提供を行い、連携を図るものとする。なお、県指定サービス事業者の介護給付等対象サービスに関して、複数の市町村に関係がある場合には、県が総合的な調整を行うものとする。 3 （略） （監査にあたっての留意事項） 第17条 市長は、<u>指定地域密着型サービス事業者等及び指定居宅介護支援事業者等</u>に対し第14条の規定による行政上の措置を行う場合には、事前に県知事に情報提供を行うものとし、情報提供を受けた県知事は、当該市長に対し必要に応じ助言を行う。 2 （略）
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この告示は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。